

9月9日は救急の日

救急企画室

1. はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、昭和57年に救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に実施され、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。この期間に、全国各地において消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、社団法人日本医師会、日本救急医学会、その他関係機関の協力により各種の行事を開催しています。

2. 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な行事の内容については、各都道府県において関係各機関と協議のうえ定めることとしていますが、その実施にあたっては、次の事項に重点を置くものとしています。

- (1) 応急手当の普及啓発
- (2) 救急医療システム及び救急搬送システムの紹介と適正な利用方法の普及啓発
- (3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

3. 期間中に行う主な行事

(1) 救急功労者表彰

毎年9月9日の「救急の日」にあわせて、救急業務の推進に貢献のあった個人又は団体に対し、総務大臣及び

消防庁長官が表彰を行います。

(2) 「救急の日2012」

消防庁、厚生労働省、日本救急医学会及び日本救急医療財団の共催により9月9日（日）、10日（月）の2日間、有楽町駅前広場において「救急の日2012」のイベントを開催します。今年は消防庁のマスコットキャラクターである消太に加え、札幌市消防局、東京消防庁、大阪市消防局、堺市消防局、神戸市消防局のマスコットキャラクターも登場します。

今回も救急車の適正な利用方法について普及啓発活動を行うとともに、東京消防庁による救急救命士の特定行為を含んだ救急救命処置訓練の実演、AED（自動体外式除細動器）の使用を含む心肺蘇生法を中心とした応急手当の実演や実技指導、パネルを利用した救急医療システムや救急搬送システムの紹介などを行います。

4. おわりに

今年度も全国各地で種々の行事が行われますが、この機会を通じて応急手当の重要性が国民の皆様にも再認識され、救急業務に対する理解が深められることを期待するとともに、各種広報媒体を有効に活用し、救急車の利用状況をはじめ、救急業務の実態を正確に情報提供することにより、国民の皆様の「救急車の適正な利用」に対するご理解とご協力が得られることを期待しています。



東京消防庁救急隊による活動実演（平成23年度）



ゲストの加藤紀子さんも心肺蘇生法を体験（平成23年度）

事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ

防災課

地域防災の中核的存在である消防団員の約7割が被雇用者であるという現状を鑑み、消防庁では、平成19年1月から消防団活動に協力している事業所を賞揚する「消防団協力事業所表示制度」を導入し、事業所の地域社会での信頼性の向上及び事業所と地域社会の協力による地域防災体制の一層の充実を図っています。

1. 各市町村の制度導入状況等

消防庁で実施したアンケート調査によると、平成24年4月1日現在、全国で926市町村（全国の53.8%）が本制度を導入済みであり、このうち、富山県、福井県、長野県、静岡県、三重県及び高知県では、県内全市町村で本制度を導入しています。

なお、926市町村のうち694市町村が消防団協力事業所表示証を交付しています。

また、全国で消防団協力事業所に認定された事業所数は8,603事業所となり、着実に増加しています。

（参考）消防団協力事業所認定数の推移

平成24年 4月1日現在	8,603事業所
平成23年10月1日現在	7,727事業所
平成22年10月1日現在	6,228事業所
平成21年10月1日現在	4,317事業所

2. 地方公共団体の取組事例

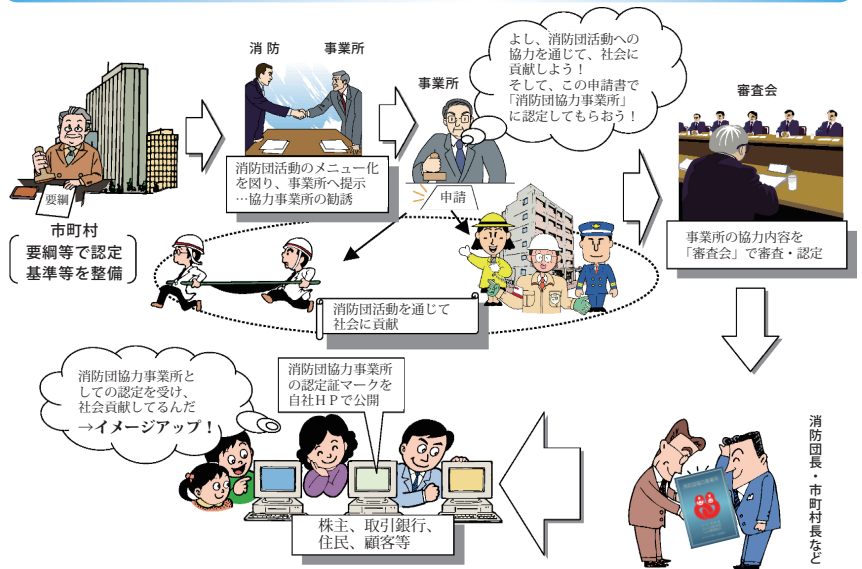
地方公共団体の中には、消防団活動に協力している事業所に対する建設工事等の入札参加資格に係る優遇措置や税制上の優遇措置を設けているところもあります。

例えば、長野県で「消防団協力事業所表示制度」の創



平成23年度消防庁消防団協力事業所表示証交付式の様子

消防団協力事業所表示制度のイメージ図



設を契機とし、全国初の事例となる法人事業税及び個人事業税の減税措置が導入されたほか、静岡県においても、同様の措置が導入されています。

3. 消防庁消防団協力事業所表示証の交付

消防庁においても、事業所との協力関係のより一層の推進を図るため、全国的に特に顕著な功績が認められる事業所を賞揚する「消防庁消防団協力事業所表示制度」を創設し、毎年2月に消防庁消防団協力事業所表示証の交付式を行っています。これまでに交付した事業所数は、641事業所となっています。

消防庁としては、今後も本制度の導入が全国の市町村で拡大し、事業所と消防団が連携・協力を深めることにより、消防団の活動環境の整備や地域全体の防災体制の充実強化につながることを強く期待しています。

また、より一層効果を発揮するためには、全国のすべての市町村において本制度を早期に導入していただくことが望まれるところであり、本制度の導入を行っていない市町村においては、制度を導入していただくとともに、認定事業所を増やしていただきたいと考えています。

なお、消防庁のHPでも、消防団協力事業所表示制度について紹介しています。

(<http://www.fdma.go.jp/syobodan/welcome/company/index.html>)